

三井環メールマガジン —— 法務検察の闇を斬る

2012年 3月10日 Vol.0047

「最高権力」検察をどうすれば変えられるのか ①

■ 検察批判を続ける論者が激論！ ■

● 出席者

辻 恵 （民主党衆議院議員）
三井 環 （元大阪高検公安部長）
鈴木 邦夫（一水会顧問）
安田 好弘（弁護士）
青木 理 （ジャーナリスト）

● 司会

篠田 博之（月刊「創」編集長）

篠田（司会）：

検察に対する市民の怒りが高まっている中で、その声をどう反映させたらよいか、検察をどうすれば変えられるのか議論します。またメディアの責任も論じてみたいと思います。

辻恵さんは可視化議員連盟の中心メンバーで検察官適格審査会の委員でもあります。まずそれについてお話しください。

辻：

民主党は2009年に可視化ということ謳っていたので、当然法務省で可視化法案を出してくるものだと思っていたら、一向に動きが見られない。どうも様子を見ていると勉強会を2年とか3年計画でやって、先送りしようという動きが見られるので、これではいけないと思い、2009年12月に可視化議連というものを4人で作りまして10年の1月から30回近くにわたって総会とか勉強会をやってきています。可視化がなぜ重要なのかという、菅家利和さんの足

利事件を見てもわかるように、とにかく密室で自白をとる取り調べを裁判所は安易に信用してどんどん有罪判決を出してくるわけです。後でどんなに「あれは違うんだ」と言っても、一度調書を取られていたら、何か怪しげなことがあるから認めたのだらうということになります。

だからやはり根本のところでは密室の取り調べを変えるということが、日本の司法を変える出発点だろうと思って可視化議連を作ったのです。しかしこれまでの法務大臣に一向に熱意が見られない。私は衆議院の法務委員会の民主党筆頭理事であると同時に、法務部門という民主党の政策会議の座長をやっているのです。そこで可視化法案を決定し、これを党の意見として上げるための手続きをとっている最中です。

ところが抵抗が非常に強い。しかも法務省の大臣、副大臣、政務官の了解を取らないと具体的な法案になかなか出せないということで、いろいろ議論している最中です。しかしこれが出来ないようであれば、なんのための政権交代であったのかと言われかねないと思います。

可視化問題は弁護士時代から問題意識を持っていたということだけでなく、立法、行政、司法の三権分立と言われる日本の統治機構ですが、司法が全く機能していません。司法を変えるためにどうするのか。まずは民事、刑事、行政とありますが、刑事の一番のところで、可視化することが重要だと思います。

■ 検察官適格審査会の実態とは！？ ■

辻：

検察官適格審査会というものは、もともと検察官として職務にふさわしくない人を辞めさせるための制度として検察庁法に規定があって、1948年くらいに制定されたものです。当時はGHQの占領下ですが、戦前の司法が非常に体制翼賛的なものであって、まともに機能してなかったのだから、検察も民主化しないといけないということで、たとえば検事総長を民間から選べるようにせよとか、色々な改革要求をGHQから突き付けられていました。そういうことに対するごまかしの策だったんですね。

不当な不起訴に対しては国民の声で検察審査会がチェックする。検察庁については3年ごとにちゃんと職務をやる検察官かどうか検察官適格審査会というものを設けてチェックすると。適格審査会は全部で11人で、その内5人は日弁連会長や法制審の会長などです。残りの6人が国会議員で与党である民主党は4人、野党が2人です。ところがこれは1年に1回しか開いていませんでした。

先日、三井環さんが大阪地検特捜部の問題で適格に欠けるという申し立てをされているんですが、事務方は全部最初に問題を整理して「これは審査委員がチェックするまでもなく、本当に不当なものですから」ということでこれまでは終わって、具体的な審査をやっていない状況です。私と同じ可視化議連の川内博史衆議院議員と森ゆう子参議院議員が入って、具体的にもっと資

料を出せ、機能をもっとしっかりさせていかないと何の意味もないではないかという話をしました。年1回しか開かれてなかったのですが、2010年11月に第1回があって、これは毎月でも開いてどんどんやっていかなければいけないとなつて、12月27日に第2回の適格審査会があります。そういう小さな制度から、建前の筋をちゃんと通すような、息吹を吹き込んで活性化させていくことが、とりあえず私の役目かな、と頑張っています。

篠田：
適格審査会が実際に機能して罷免になる可能性はあるのでしょうか。

辻：
今まで何十人か何百人か扱われて2件です。1件については行方不明になっているので罷免。もう1件は審査を始めたら辞職したんです。つまり罷免の決定は1件だけです。1948年から60年やって、行方不明の佐賀県の副検事さんを一人罷免しただけですので、全く機能してないんです。

篠田：
千景子元大臣が座長を務める「検察の在り方検討会議」というものができましたね。あれも危惧するのは上のほうで審議して結果だけを聞かされて終わりみたいな感じが少しします。検察に対する怒りをどうやって実効性のあるものにしていけるかだと思います。

辻：
検討会議は大阪地検の問題で「特捜を解散してしまえ」というような声を見無視できなくて作ったのですが、メンバー20人くらいいます。一応2011年の3月までに結論を出すというので、そこで議論されたことが新聞で、特捜案件の一部可視化をやるということで討論会議でやっていると出ていました。それを見ると可視化が進んでいるという話になりますが、それは法律で可視化を義務化して、可視化しないと証拠に使用できないというようなことになるのではなく「可視化しなさい」という内部通達のようなものです。ある意味非常にぬえ的というか、実効性がないわけです。だからそういうことも監視していかなければいけないと思いますね。

個人としての責任問題と、組織としてのあり方の責任問題があつて、それから制度としてどうなのかという問題があつて、それぞれやっていかなければいけないですね。

■適格審査会への申し立てその後■

篠田：
三井さんは適格審査会に申し立て書を出されましたが、その後どうでしょうか。

三井：
10月1日現在で審査申立人は158名。12月5日に200名弱足しました。12月5日に

集会をしてデモもしましたが、そこで150人以上集まりました。だんだん増えているんですよ。賛同してくれる方がおられれば、氏名と簡単な職業さえ書いていただければまた追加して出します。これは共同申立人で、私もその内の一人ということなんです。やはりみんなで声を上げないとだめですよ。そうしないと政治家は動きませんから。検察官を辞めさせる制度は、日本においてはそこしかないんですよ。

篠田：
市民の力で圧力をかけていこうということですよ。

三井：
この間のデモでの署名は150人ほどですがデモにはむちゃくちゃ集まった。民主党の森ゆう子議員にも出席してもらって、挨拶してもらいました。

今の法務検察を見てください。重病人ですよ。今がチャンスです。法務検察を改革せねば。それには政治家も巻き込まないと。やはり国民が声をあげたら政治家は動いてくれるんですよ。立ちあがりましょう。

篠田：
元検察官とは思えない。最近はすっかり市民活動家になってしまいましたね（笑）。

■ 落とすプロと落とされるアマチュア ■

鈴木：
辻さんにも安田さんにも聞いてみたかったんですが、裁判所や検察は可視化の流れが来ることを前提で進めていると思いますが、この前、飛松五男さんという元検事の方の話を聞いてきました。その人は取り調べで何度も落としたことがあって、それでこう言います。落とす法はプロですが、落とされるほうはアマチュアですよ。ふつうは一生に1度でも取り調べされるとは思いません。ところが落とす方は毎日やっているし、何十年ものキャリアがあります。だから横綱対小学生のようなもので、どんな人間でも落とせると言っていたんです。だから飛松さんが言ったのは不十分な証拠で可視化したら、返って冤罪が増える可能性もあると。ふつう僕らが思うのは、椅子を蹴飛ばしたり怒鳴ったりして、被疑者が青くなって仕方なしに「やりました」と言う。ところがそういうケースはまずなくて、諄々と冷静に調べをして、ある日突然被疑者が「申し訳ありません」と自供する。自供する時は涙を流して、鼻水を垂らして「申し訳ない」と泣きながらしゃべると。そういうのだけを見せたら、「こいつは本当にやっているからだ。そうでなければこんなふうにはならないだろう」と思うのが当然だと。だから可視化するのなら、最初の逮捕からすべてを見せないといけないのではないか、という話でした。

安田：
僕は可視化は是非とも必要ですが、それだけでは足りないと思っています。可視化で解決できることは、殴るとか脅すとか、取引するとか、そういうこ

とが防止できるだけです。ところが、私たちは、逮捕され身柄が拘束され留置場に入れられただけで精神的に参ってしまい、すごい不安状態に陥るわけです。そういう不安の中でちょっと何かをにおわされると、それに乗ってしまふんです。だから一番重要なのは、たとえば24時間以上は身柄拘束はさせない、それから弁護人が立ち会わない限り取り調べをしてはならない、弁護人が立ち会わないで行われた取り調べは証拠として採用してはいけない。そこまでやらなければ冤罪は防止できないと思います。

可視化の問題は冤罪だけの問題でなく、たとえば動機、あるいは故意の問題にも関わります。犯罪を犯すときは誰でも混乱の中でわけのわからないうちにやってしまうんですね。冷静に判断できる状態であれば、そもそも犯罪など犯さなかったんですが、いざ自白になると「何日も前から狙っていました」とか「もう許せない、何としてでも殺してやろうと決意しました」というように計画的で確固たる意志のもとに冷徹に行ったという話になってしまうんですね。

だから有実無実の冤罪という問題だけでなく、情状の問題、罪の重さの問題についての冤罪、私たちはこれを量刑冤罪と言っているんですが、そのようなことも起こっているんですね。そして、それが、死刑か無期かを分けるようなものであった場合は、有実無実の冤罪と同じくひどい結果となるんですね。可視化はまず1歩でないよりはあった方がいいと思います。しかし1部可視化ほど有害なものはないと思います。

(2010年新宿ロフトプラスワンにて検察批判を続けている当事者たちの議論会)

月刊「創」2011年2月号より 次号に続く

—
著者：三井環(元大阪高検公安部長)

公式Web：<http://www.solidarite.jp/>

登録／配信中止はこちら：<https://foomii.com/mypage/>
